

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険 外貨建対応方式特約書</p> <p style="text-align: center;">平成17年10月1日 05-制度-00049 (略) <u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(保険価額)</p> <p>第2条 約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）（以下「<u>保険料率等規程</u>」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を海外事業資金貸付（約款第2条第3号に規定するものをいう。）のための契約の締結日における邦貨換算率（<u>1</u>外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に<u>次の各号に定める値</u>を乗じたもの（以下「<u>上限邦貨換算率</u>」という。）により邦貨に換算した額とする。</p> <p><u>一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては2</u></p> <p><u>二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険 外貨建対応方式特約書</p> <p style="text-align: center;">平成17年10月1日 05-制度-00049 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(保険価額)</p> <p>第2条 約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u>で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を海外事業資金貸付（約款第2条第3号に規定するものをいう。）のための契約の締結日における邦貨換算率（<u>1</u>アメリカ合衆国ドル又は1ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に<u>2</u>を乗じたもの（以下「<u>上限邦貨換算率</u>」という。）により邦貨に換算した額とする。</p>	

第3条 ～ 第4条 （略）

（保険料）

第5条 この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。

一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては、第3条の保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額

二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては、第3条の保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額

第6条 （略）

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

第3条 ～ 第4条 （略）

（保険料）

第5条 この特約書に係る保険料の額は、第3条の保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。）に「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年7月2日 04制度-00034）に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額とする。

第6条 （略）